

飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例(平成18年飯塚市条例第214号)第4条の規定に基づき、徴収区域を次のとおり定めたので公告する。

その関係図面は、飯塚市企業局企業管理課事務室に備え、縦覧に供する。

令和7年7月31日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

1 徴収区域

菰田地区の一部

2 徴収区域の地番は、下表のとおりである。

ただし、地番は、令和7年1月1日現在の地番で表示した。

No.	大 字	地 番	地 積(m ²)	備 考
1	菰田	726-1の一部	486.00	
		計 1 筆	486.00	